

旭区から 大阪市内の他区に引っ越すとき(区間転出)



項目	対象となる方など	内容	担当窓口	
住民異動届				
旭区から 他区へ	旭区から 他区へ 転出される方	転出先の区役所の窓口で免許証等（本人確認用）をご持参ください。	1階 11番	窓口 サービス課 （住民登録） （06） 6957-9963
印鑑登録・マイナンバーカード等に関すること				
印鑑登録	印鑑登録を される方	大阪市内で登録した印鑑登録証は、引き続きご使用いただけます。	1階 11番	窓口 サービス課 （住民登録） （06） 6957-9963
マイナンバー （個人番号） カード	マイナンバー （個人番号） カードを お持ちの方	新住所を記載し、券面更新処理を行います。 転出先の区役所窓口にお持ちのマイナンバー（個人 番号）カードをご持参ください。		
	公的個人認証 サービスをご利 用な方	住所変更を行うと署名用電子証明は失効します。あら たに公的個人認証サービスを利用するためには、マ イナンバー（個人番号）カードに搭載される「電子証明 書」が必要です。		
在留カード 等	外国籍を お持ちの 住民の方	新住所を記載しますので、転出先の区役所 窓口で在留カード等をご持参ください。		
健康保険・医療費助成・介護保険に関すること				
国民 健康保険	74歳以下の 国民健康 保険に 加入される方	旭区で加入されていた方は、加入資格が継続しま す。転出先の区役所の窓口で手続き終了後、1週間 程度で新住所を記載した資格確認書を簡易書留で送 付します。 ※マイナ保険証をお持ちの場合は、「資格情報のお 知らせ」を送付します。	1階 8番	窓口 サービス課 （保険年金） （06） 6957-9956
後期高齢者 医療制度	後期高齢者 医療制度に 加入されて いた方	転出先の区役所の窓口で手続き終了後、1週間程度 で新住所を記載した資格確認書を簡易書留で送付し ます。		
各種 医療費助成	各種 医療助成の 対象となる方	①こども医療（18歳に達する日以後の最初の3月31日 までのこどもがおられる方）②ひとり親家庭等医療の 医療証③重度障がい者医療をお持ちの方は住所変 更の手続きが必要です。 お持ちの医療証をご持参ください。	①② 2 階 26番	保健子育て課 （子育て支援） （06） 6957-9173
			③ 2階 28番	福祉課 （地域福祉） （06） 6957-9857
介護保険	介護保険の 認定を受けて おられる方	転出先の区役所の窓口で手続きを行ってください。 新住所に介護保険証が送付されます。	2階 29番	福祉課 （介護保険） （06） 6957-9859

※ 必ず裏面もご覧ください。

項目	対象となる方など	内容	担当窓口	
18歳以下のこどもがいる方				
就学 〔小学校〕 〔中学校〕	校区が 変更となる方	通学していた学校で転退学の届出を行い、その際に発行される在学証明書を転出先の就学事務担当窓口にご持参ください。	1階 11番	窓口 サービス課 （住民登録） （06） 6957-9963
児童手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日(高校生年代)までの子を養育している方	転出先の区役所の窓口で児童手当の住所変更手続きを行ってください。	2階 26番	保健子育て課 （子育て支援） （06） 6957-9173
児童 扶養手当	ひとり親 家庭の方	住所変更手続きが必要です。児童扶養手当証書、新居の賃貸契約書・不動産登記簿謄本等を転出先の区役所の窓口にご持参ください。 状況に応じて必要書類が異なりますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせください。		
保育所	保育所 入所希望の方	入所を希望される方は、申し込み手続きを行ってください。		
	保育所 （大阪市認可） 入所中の方	入所中の方は「異動届」（住所変更）手続きを行ってください。		
母子 健康手帳 （母子手帳）	現在 妊娠中の方 及び 乳幼児が おられる方	住所変更届が必要ですので、転出先の区役所の窓口にも母子健康手帳を持参してください。	2階 25番	保健子育て課 保健衛生・ （06） 6957-9882
各種保健福祉サービスを受給中の方				
身体 障がい者 手帳	身体障がい者 手帳を お持ちの方	各種手帳、重度障がい者医療、自立支援医療（更生医療・精神通院・育成医療）等の住所変更手続きが必要です。 対象者の健康保険証とともに、お持ちの手帳、医療証、健康保険証、受給者証を転出先の区役所の窓口にご持参ください。	2階 28番	福祉課 （地域福祉） （06） 6957-9857
精神 障がい者 保健 福祉手帳	精神障がい者 保健福祉手帳 をお持ちの方			
療育手帳	療育手帳を お持ちの方			
特定 医療費 （指定難病）	特定医療費 （指定難病）の 受給者証を お持ちの方	住所変更手続きが必要です。お持ちの受給者証をご持参のうえ、詳しくは転出先の区役所の担当窓口にお尋ねください。	2階 25番	保健子育て課 （保健衛生） （06） 6957-9882
小児慢性 特定疾病	小児慢性 特定疾病の 助成を受けて おられる方	住所変更手続きが必要です。お持ちの受給者証等を転出先の区役所にご持参のうえ、担当窓口でお尋ねください。		
公害 健康医療	公害医療 手帳を お持ちの方	住所変更手続きが必要です。転出先の区役所の担当窓口にも公害医療手帳等をご持参ください。		
被爆者 健康手帳	被爆者 健康手帳を お持ちの方	住所変更手続きが必要です。転出先の区役所の担当窓口にも被爆者健康手帳をご持参ください。		

令和8年7月作成

※ 必ず裏面もご覧ください。